

令和6年9月1日(日)～30日(月) 「高齢者セーフティネット強化月間」

大阪市消防局では、令和4年度から65歳以上の高齢者を火災などの災害から守るため、敬老の日が含まれる9月を「高齢者セーフティネット強化月間」としています。

1か月にわたるこの期間に、消防職員が高齢者宅を訪問し、火災予防や住宅内での転倒・転落防止等についての説明を行ったり、高齢者施設を訪問し、職員の方と施設内の消防用設備等の維持管理状況や避難経路の確認を行ったりします。また、避難・通報訓練、救命講習の実施など、高齢者を火災などの災害から守るための様々な取組を重点的に実施します。

◇住宅火災による死者の約8割は高齢者！

大阪市内の住宅火災による死者数は毎年20人前後で推移しており、高齢者が約8割を占めています。

※令和5年の大阪市内の住宅火災死者数21人中、高齢者の死者は15人

◇消防職員による住まいの防火・防災診断実施中！

大阪市消防局では、消防職員があなたのお宅を訪問し、プロの視点から防火・防災に関するアドバイスを行っています。ご希望の方は、お住まいの区の消防署までご連絡ください。



防火・防災診断の様子

防火・防災チェックシート	
たばこ	☐ たばこを吸いながら寝ることがある ☐ 吸い殻を水で完全に消火せず捨てている ☐ 灰皿に水を入れていない ☐ 灰皿に吸い殻がいっぱい溜まっている ☐ 吸い殻の周りに燃えやすい物がある
寝室・居室	☐ 住宅用火災警報器が未設置(点検・交換していない) ☐ 仏壇のローソクの周りに燃える物がある ☐ コンセントとプラグの間に埃が溜まっている ☐ 電気コードが家具の下敷きになっている ☐ 電気コードをたこ足配線で使用している
台所	☐ 調理中にその場を離れることがある ☐ グリル内に油が溜まっている ☐ ガスのゴムホースに焦げ跡がある ☐ 安全装置のない調理器具を使用している ☐ こんろの周りに燃えやすい物を置いている
放火防止	☐ 家の周りに燃えやすい物を置いている ☐ 家の周りが暗い ☐ 門扉・車庫・物置を施錠していない ☐ 決められた時間、場所以外にごみを出している ☐ ごみの集積場所の整理清掃が不十分である
ストーブ	☐ ストーブをつけたまま寝ている ☐ ストーブの近くで洗濯物を干している ☐ ストーブの周りに燃えやすい物を置いている ☐ 安全装置のないストーブを使用している
住宅内事故	☐ 床に新聞紙など滑りやすいものを置いている ☐ 喉に詰まりやすいものを小さく切らずに食べている ☐ 階段の周りが暗い ☐ 体調がよくないときや、飲酒後に入浴している

皆様の自宅を消防職員が訪問し、プロの視点から防火・防災に関するアドバイスを行います。
ご心配なことがあれば、お住まいの区の消防署までご連絡を！
お住まいの区の消防署： 消防署 (06-) - 0119

防火・防災チェックシート

◇住宅用火災警報器の設置、維持管理のお願い

住宅火災の死者のほとんどが**逃げ遅れ**です。住宅用火災警報器は火災の早期発見に効果があります。住宅用火災警報器の設置と、定期的な点検・交換をお願いします。

交換の目安は10年です。

「高齢者セーフティネット強化月間」における取組にご理解、ご協力をお願いします！

さて、お囃は大川町のとある宿屋。自称「鳥取の大金持ち」と大ボラを吹いて宿賃を踏み倒そうとする男が宿泊します。大金持ちと言った手前、宿屋の主人にすめられた富くじを断り切れず、なけなしの一分で富くじを買った男は、翌朝、当てもないのに町中にぶらりぶらりと歩き出しますが、今日が富の当日だったのを思い出し、大勢の人で賑わう高津さんの境内へやってきます。宿屋の主人から買わされた富札を取り出して、貼りだされてある当たり番号と見比べますと…。



☆高津宮

大阪市中央区高津1丁目

Osaka Metro 谷町線 谷町九丁目駅から徒歩3分

「富くじ」は江戸時代の宝くじです。あらかじめ番号を記した富札を発行し、箱に同様の番号を記した木札を入れ、それを錐(きり)で突いて当選者を決めることから「富突(とみつき)」や「突富(つきとみ)」などとも呼ばれていました。この「富くじ」、なんと、箕面市箕面公園にある瀧安寺(りゅうあんじ)が発祥の地なんやそうで、全国に普及して元禄から享保期に盛んに行われたそうですが、幕府はたびたび禁令を出し、最終的には「御免富(ごめんとみ)」という公的に許されたものだけが興行することができました。瀧安寺では、毎年10月10日に、お金ではなくお守りを配る古式に則った富くじを復活させて行っています。くじに当たると特別御守「大福御守」と「辨財天(べんざいてん) 招福お札」を授かります。身体健康、家内安全、商売繁盛などに大変ご利益のあるお守りなんやそうですよ。

プチ上方言葉講座

「さら(ぴん)」

【意味】

新しい品(物)・一度も使っていないこと・まささら・さらぴん など

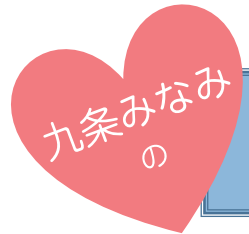
【使用例】

「このバッグ、さらぴんやねん!昨日買ったばかりやねん!」



今月の消防落語は、久々のご登場でございます、自称、大阪市消防局の綾瀬はるかこと救急舎ピーポー子さんによる「令和5年火災概況」をお届けします。是非、お聴きください。





昇任試験問題研究所

Vol.45



ここは、大阪市内某所にある研究施設。日々、大阪市消防局の昇任試験問題の研究が行われている。主席研究員「九条みなみ」は、今日も後輩研究員たちの指導に余念がないのだった…。

第45話 ～「救急車」とかけまして「フーテンの寅さん」とときます～
みなみ：今日は「救急救命士法」を研究するわ。頻出問題を研究して確実に得点につなげましょう♥

第1問

救急救命士法第2条に規定する「定義」に関する記述について、次の(①)～(⑩)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入してください。(10点)

第2条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく(①)するおそれがあり、又はその(②)が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第44条第2項において「(③)」という。)が病院又は(④)に搬送されるまでの間に、当該(③)に対して行われる(⑤)、(⑥)その他の処置であって、当該(③)の症状の著しい(①)を防止し、又はその(②)の危険を(⑦)するために(⑧)に必要なものをいう。
2 この法律で「救急救命士」とは、(⑨)の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の(⑩)の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

心拍の回復	⑨	悪化	①
回避	⑦	生命	②
緊急	⑧	重度傷病者	③
厚生労働大臣	⑥	診療所	④
指示	⑩	気道の確保	⑤

【解答】各1点 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 順不同

第2問

救急救命士法第1条及び第45条に関する記述について、次の(①)～(⑩)にあてはまる適切な語句を下の語群から選んでその記号を解答欄に記入してください。(10点)

第1条 この法律は、救急救命士の(①)を定めるとともに、その業務が(②)に運用されるように(③)し、もって医療の(④)及び(⑤)に寄与することを目的とする。
第45条 救急救命士は、その(⑥)を行うに当たっては、(⑦)その他の(⑧)との緊密な(⑨)を図り、適正な(⑩)の確保に努めなければならない。

【語群】

- ア. 医療 イ. 連携 ウ. 要件 エ. 資格 オ. 行為 カ. 適切 キ. 業務 ク. 適正 ケ. 任務
コ. 医療関係者 サ. 医師 シ. 救急活動 ス. 規律 セ. 連絡 ソ. 普及 タ. 看護師 チ. 充実
ツ. 規定 テ. 向上 ト. 発展

キ(業務)	⑥	エ(資格)	①
サ(医師)	⑦	ク(適正)	②
ロ(医療関係者)	⑧	ス(規律)	③
イ(連携)	⑨	ソ(普及)	④
ア(医療)	⑩	テ(向上)	⑤

【解答】各1点 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 順不同



救急救命士法からの出題は、第46条に規定する「救急救命処置録」と救急救命士法施行規則第23条に規定する「救急救命処置録の記載事項」も頻出問題よ。必ず押さえておくこと。それじゃあ今回はここまでよ、お疲れ様♥

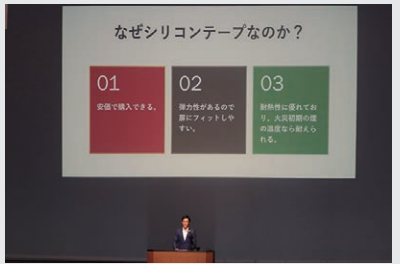
*そのころは、「仕事で担架(啖呵)を使います。」

令和5年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文(論文の部)で最優秀賞受賞

令和6年5月30日(木)、大阪府堺市の「フェニーチェ堺」にて、「令和5年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」の表彰及び発表が行われました。

消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文では、「機器の部」「論文の部」の2つの区分で全国の消防職員から作品を募集しています。審査については、地区支部選考委員会を経て、協会選考委員会へと進み、2回の厳正な審査が行われ、今年度「論文の部」では16作品が審査対象となりました。

大阪市消防局からは論文の部において、中央消防署の西村辰紀司令補の「シリコンテープを用いた退避区画形成に関する有効性の検証について」がエントリーし、見事最優秀賞を受賞しました。



— 12年ぶりの最優秀賞を受賞!! —



大阪市消防局が「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」において、最優秀賞を受賞したのは、平成23年度に「機器の部」で受賞して以来、実に12年ぶりとなります。

本テーマを取り扱うにあたっては、北区曽根崎新地におけるビル火災がきっかけとなりました。特定一階段等防火対象物では、唯一の避難経路である階段付近で、人為的に火災が発生させられるなどした際に、在館者の避難が困難になる可能性が非常に高くなります。そこで「いのちを守るための最終手段」の一つとして、一時的な退避区画に避難するという方策を考案し、論文にまとめたものが今回の作品になります。



最優秀賞を受賞した西村司令補からのコメントです！



発表動画はコチラ！



「令和5年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」にて最優秀賞を受賞することができました。これまでご協力いただきました消防局や中央消防署の皆様にご場を借りてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。思い起こせば、大阪市北区ビル火災発生を受けて私を含めた6名のメンバーが中心となり、今回の論文にかかるミニチュア模型や実際の建物を使用した検証実験が始まりました。各種調整等で様々な紆余曲折があり、道のりは本当に険しいものでしたが、チーム一丸となり、約2年をかけてここまでたどり着くことができました。また、「フェニーチェ堺」という立派な会場で発表させていただく時は、緊張する部分もありましたが、今回同じく受賞した全国の消防職員の方々と意見交換をすることができ、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。今回の経験を自分の糧とし、これからも日々精進してまいります。

はじめに

予防課では、令和5年中に発生した建物火災のうち、消防法という消防用設備等の設置又は防火管理について規制を受ける対象物（以下「規制対象物」という。）の火災発生状況を用途別、原因別に分析しました。その結果を3回にわたってお届けします。

大阪市内の火災概況

令和5年中に大阪市内で発生した火災全件の状況をみると、火災件数707件、焼損床面積7,178㎡、損害額7億9,159万9千円でした。

令和4年中に比べて火災件数は64件、焼損床面積は2,415㎡、損害額は2億8,488万1千円の増加となりました。

次に火災の内訳をみると、建物火災551件、車両火災42件、船舶火災2件、その他の火災109件、爆発火災3件でした。

火災による死者は、放火自殺者を除くと21人で前年に比べて2人増加し、放火自殺者は4人で、前年に比べて2人増加しました。また、火災による負傷者は179人で、前年に比べて26人増加しています。

規制対象物の火災

令和5年中に発生した建物火災551件について、規制対象物に限定して火災状況をみると、規制対象物で発生した火災は430件で建物火災の78.0%に及びます。焼損床面積は4,338㎡、損害額は5億1,154万3千円となっています。

前年に比べて火災件数は50件、焼損床面積は2,503㎡、損害額は2億3,231万5千円増加しています。火災による死者は、放火自殺者を除くと11人で前年に比べて1人増加し、放火自殺者は前年同様の0人となっています。また、火災による負傷者は122人で、前年に比べて14人増加している状況です。

出火用途別にみた規制対象物の火災

次に規制対象物における火災の発生率をみると、休止休業中のものを除いた市内の規制対象物10万

令別表	用途	件数	比率(%)
(9)項	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場等	-	-
	ロ イ以外の公衆浴場	-	-
(10)項	停車場・発着場	1	0.2
(11)項	神社・寺院・教会等	-	-
(12)項	イ 工場・作業場	25	5.8
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ	-	-
(13)項	イ 車庫・駐車場	1	0.2
	ロ 飛行機等の格納庫	-	-
(14)項	倉庫	2	0.5
(15)項	事務所等	8	1.9
(16)項	イ 特定の複合用途防火対象物	115	26.7
	ロ その他の複合用途防火対象物	41	9.5
(16の2)項	地下街	2	0.5
(17)項	文化財	-	-
(18)項	延長50メートル以上のアーケード	-	-
合計		430	100.0

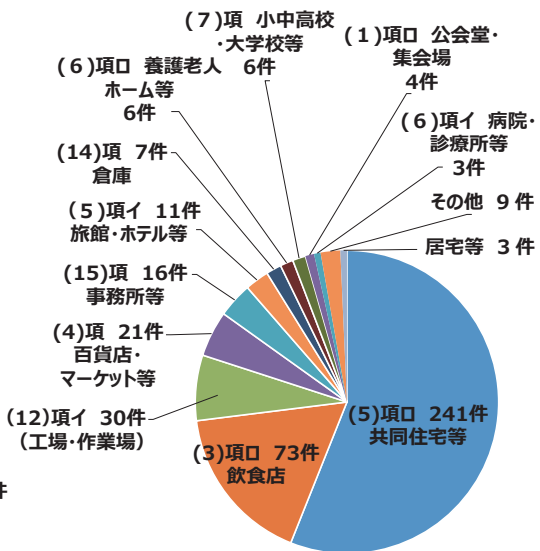


図1 出火用途別火災発生件数(総数430件)

令別表	用途	件数	比率(%)
(1)項	イ 劇場・映画館・演芸場・観覧場	-	-
	ロ 公会堂・集会場	4	0.9
(2)項	イ キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-
	ロ 遊技場・ダンスホール	1	0.2
	ハ 性風俗関連施設	-	-
	ニ カラオケ・個室ビデオ等	-	-
(3)項	イ 待合・料理店等	-	-
	ロ 飲食店	20	4.7
(4)項	百貨店・マーケット等	8	1.9
(5)項	イ 旅館・ホテル等	9	2.1
	ロ 共同住宅等	181	42.1
(6)項	イ 病院・診療所等	2	0.5
	ロ 養護老人ホーム・老人短期入所施設等	5	1.2
	ハ 老人デイサービスセンター・児童養護施設等	-	-
	ニ 幼稚園・特別支援学校	-	-
(7)項	小中高校・大学校等	5	1.2
(8)項	図書館・博物館等	-	-

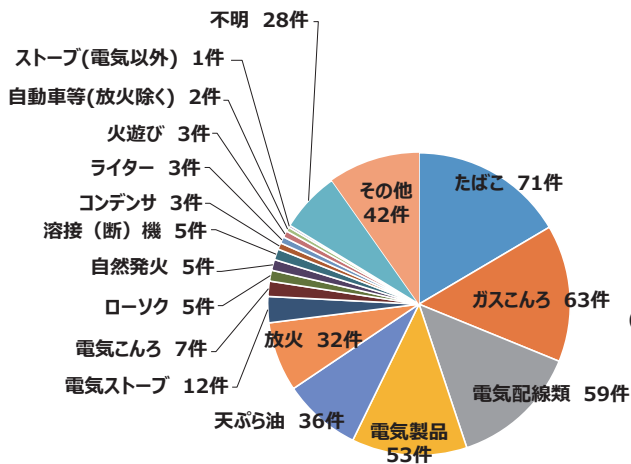


図2 出火原因別火災発生件数(総数430件)

出火原因別にみた規制対象物の火災
規制対象物における火災430件を出火原因別でみると、たばこが71件(16.5%)、ガスこんろが63件(14.7%)、電気配線類が59件(13.7%)、電気製品が53件(12.3%)、天ぷら油が36件(8.4%)となっています。(図2参照)

おわりに

令和5年中の規制対象物の用途別及び出火原因の1位は、昨年同様「共同住宅等」と「たばこ」となっています。たばこによる火災が多い原因として、消火処置が不十分、不適当なところに置く・捨てる、寝たばこ等が挙げられることから、これらの注意喚起を行う必要があります。

次号では、火災発生時における避難、防火管理者の選任状況、初期消火活動の状況等について取り上げる予定です。

消防漢字ガール

Fire Fighter Kanji Girl

国立大学文学部卒で大阪市内の某消防署に勤務する、漢字を愛してやまない消防女子「淀橋文子」が防火防災に関する「漢字」の意味や成り立ちを解説する「消防漢字ガール」。さて、今月の漢字は…。

【救】

意味：すくう。たすける。まもる。

今月の漢字は救急車の「救」で～す。音読みは当然「キュウ」、常用漢字表外だと「グ」又は「ク」、訓読みは「すく(う)」、常用漢字表外だと「たす(ける)」です。画数は「11画」で、部首は「攴(のぶん)」ですが「ぼくづくり(攴旁)、ぼく(攴繞)」とも言います。

「求(すく)+攴(ぼく)」の会意兼形声文字で、「求」は呪霊を有している獣の毛皮の形(なんだかテレビアニメの「呪〇廻〇」みたい。)で、これを「攴(たたくの意)」することで、呪詛から身を守る、ひいては「救済・救助」の意を表しているんだそうです。

※訓読み⇒()の中は「送りがな」

「ボクッ」という音を表す
→ 救
↑ 毛皮
→ 右手

さて、9月9日は「救急の日」。もちろん、「きゅう(9)きゅう(9)」(救急)と読む語呂合わせからきているとされていますが、では、いつからこの日になったのでしょうか？

「救急の日」と「救急医療週間」は1982年(昭和57年)、救急医療、救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に定められました。

救急医療週間には市内の各消防署で様々なイベントが開催されたりしていますので、お出かけしてみたらどうでしょう？ 株式会社蓬菜とのコラボレーションも楽しんでね～! ということで、今月はこれでおしまい。じゃあねー。

【今月の警防担当司令の迷言】

「ワシ、こないだの健康診断で、またアスタリスク増えたわ。」(いったい何個ついてるんですか?)

全ての隊員向け

高度専門教育訓練センター(救命士養成担当)

現場に活かす！救急救命士国家試験問題

救急救命士を目指す者が挑む国家試験。その中から、救命士だけではなく**災害現場で活動する全ての隊員**が知識として身につけておくべき内容を紹介していきます。今月は初期評価に関する問題です。「消防機関における救急活動の流れ」として救急救命士標準テキストの項目にもありますが、救急現場活動要領における基本の「キ」をイメージしつつ、早速解いてみましょう！

第46回(令和5年3月)D問題

- 60歳の女性。自宅で卒倒したため、家族が救急要請した。
救急隊到着時、傷病者は自宅居室内で仰臥位でおり、家族が見守っていた。傷病者の反応を確認したところ、返答や仕草は認められなかった。
この傷病者に行う対応として正しいのはどれか。2つ選べ。
1. 脈拍の確認
 2. 直ちに人工呼吸
 3. 直ちに胸骨圧迫
 4. 直ちにAED装着
 5. 呼吸の有無の確認

ヒントレベル

現場活動の流れ

- 状況評価⇒傷病者に接触するまでに行う活動
感染防止、携行資器材の確認、安全確認、受傷機転の確認、応援要請など
- 初期評価⇒外見、気道、呼吸、脈拍、血圧、意識
- 全身観察と重点観察 ●緊急度・重症度判断
- 応急処置の実施 ●医療機関選定
- 搬送と車内活動⇒搬送、継続観察、詳細観察
- 医師への引継ぎ

ヒントレベル

心停止の判断

- 気道の確保は、頸椎損傷が疑われる状況であれば顎挙上法、そうでなければ頭部後屈あご先挙上法が基本！
- 呼吸の有無は胸腹部の動きを見て判断
- 呼吸停止か死戦期呼吸+頸動脈触知不能⇒心停止

ヒントレベル

ここもポイント

- 乳児の場合は上腕動脈を触知して脈を確認
- 呼吸の有無の判断に迷えば呼吸停止、拍動の判断に迷えば呼吸停止または死戦期呼吸で心停止と判断

解答・解説

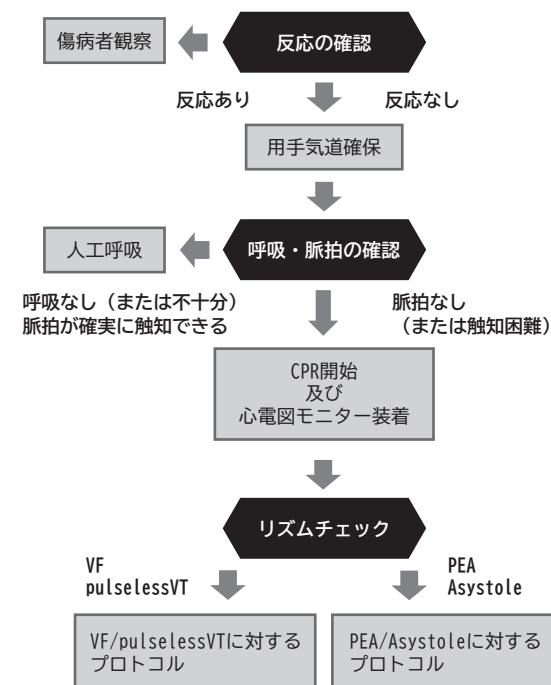
解答 1. 脈拍の確認と5. 呼吸の有無の確認

反応のない傷病者に対する処置を判断する。**まず、気道確保を行って呼吸の有無を確認する。同時に、頸動脈を触知して脈の有無を確認する。初期評価のABCである。【←救急以外の隊員も知っておくべきポイント】**

呼吸・脈ともに認めない場合には、心肺蘇生法を開始する。AEDを装着して、心電図で適応を確認したら直ちに除細動を行う。

(参考・引用 株式会社へるす出版「第46回 救急救命士国家試験問題 解答・解説集」)

CPR基本プロトコル



表彰
令和6年6月17日付け

救急活動(賞与)

淀川消防署
1部 淀川第2救急隊
消防司令補 関尾 樹功
消防士長 松林 裕晃
消防士長 八馬 裕太

令和6年1月19日、淀川区の事務所で発生した救急事案において、現場到着後、傷病者がC P Aであることを確認したため、インハレター付きバッグバルブマスクを用いたC P Rを開始した。さらに、除細動パッドを貼付し心電図を解析したところ、心室細動であったため、時期を逸することなく除細動を実施しC P Rを継続した。医師から特定行為の指示を受けた後、2回目の除細動及び食道閉鎖式エアウェイによる気道確保を実施し、救命連携活動隊と協力してC P Rを継続したところ、傷病者の自己心拍及び自発呼吸の出現を確認した。その後、補助換気を継続し、傷病者の容体管理に細心の注意を払いつつ早期搬送に努め、適切に傷病者を医師に引き継いだ。これら一連の活動により、傷病者の良好な予後に大きく貢献した功績による。

救急活動に付帯する活動(賞与)

警防部司令課 1部 指令管制
消防士長 友川 翔太

令和6年1月26日、東住吉区の一般住宅で発生した救急事案において、「急に倒れて意識がなく、いびき呼吸をしている」との通報内容に対し、自動音声指令機能を有効に活用して救急隊を迅速に出場させるとともに、通報者に対して傷病者の呼吸状態について詳細に聴取した。聴取の結果、「しゃくりあげる様な呼吸をしている」という言葉を通報者から聞き出したことから、傷病者が「死戦期呼吸」をしていると判断し、同じく自動音声指令機能を有効に活用して救命連携活動隊を出場させた。動揺している通報者を落ち着かせながら、胸骨圧迫の方法について具体的に圧迫位置、圧迫リズム及び圧迫の深さを指示した。なお、救急隊到着後に、傷病者は自己心拍及び自発呼吸を再開した。これら一連の活動により、傷病者の良好な予後に大きく貢献した功績による。

救急活動(賞与)

東住吉消防署

2部 東住吉第2救急隊
消防司令補 大工 洋平
消防士長 松下 恭土
消防士長 生島 竜也
(令和6年3月退職)

令和6年2月19日、西成区の福祉施設で発生した救急事案において、出場途上に通報者へコールバックを行い状況を聴取した結果、傷病者がC P Aであると判断したため、通報者への心肺蘇生法の指導及び救命連携活動隊の増強要請を行った。現場到着時、先着の救命連携活動隊が既にC P Rを実施しており、傷病者がC P Aであることを確認したため、インハレター付きバッグバルブマスクを用い、救命連携活動隊からC P Rを引き継いだ。また、口腔内に食物残渣を確認したため、吸引器及びマガール鉗子を用いて異物除去を実施した。なお、心電図は心静止波形であった。医師から特定行為の指示を受けた後、気管挿管及び静脈路確保を実施した。薬剤投与を実施した後、傷病者を車内収容したところ、自己心拍の出現を確認したため、補助換気を継続し、傷病者の容体管理に細心の注意を払いつつ早期搬送に努め、適切に傷病者を医師に引き継いだ。これら一連の活動により、傷病者の良好な予後に大きく貢献した功績による。

救急活動(賞与)

西成消防署

2部 西成小型タンク小隊
消防司令補 杉岡 由規
消防士長※ 田島 拓蔵
(現…東淀川消防署)
消防士長 寺田 陵哉
消防士 宮下 侑交
※事案発生日の階級

令和6年2月19日、西成区の福祉施設で発生した救急事案において、救命連携活動隊として出場した。現場到着後、傷病者がC P Aであることを確認したため、直ちにバッグバルブマスクを用いたC P Rを開始するとともに、除細動パッドを貼付し心電図を解析した。心電図解析の結果、除細動の適応ではなかったため、質の高いC P Rを継続するとともに、施設職員から傷病者情報を的確に聴取した。その後、救急隊が到着したため、C P R及び傷病者情報を救急隊に引き継ぎ、傷病者の搬出協力を実施した。なお、傷病者は救急車内において自己心拍が再開した。これら一連の活動により、傷病者の良好な予後に大きく貢献した功績による。

救急活動(賞与)

旭消防署

2部 旭小型タンク小隊
消防司令補 辰己 良樹
消防司令補 齋藤 晶弘
消防士長 宮地 祐翔
消防士 佐々木 将大

令和6年3月4日、旭区の共

同住宅で発生した救急事案において、救命連携活動隊として出場した。現場到着後、傷病者がC P Aであることを確認したため、直ちにC P Rを開始するとともに、除細動パッドを貼付し心電図を解析した。心電図解析の結果、除細動の適応であったため除細動を実施し、質の高いC P Rを継続した。その後、傷病者の自己心拍及び自発呼吸の出現を確認したため、用手による気道確保及び補助換気を継続し、後着の救急隊に適切に引き継ぎ、傷病者の搬出協力を実施した。これら一連の活動により、傷病者の良好な予後に大きく貢献した功績による。

令和6年3月11日、東淀川区の共同住宅で発生した火災現場において、限定出場から切り替えられた第一出場隊として出場した。現場到着後、他の消火隊と火災防ぎょ方法について調整し、2階の出火室のベランダにおいて放水体制を整えた。面体を着装した後、白煙が噴出する掃き出し窓を開放し、濃煙熱気状態の出火室内に進入し

火災現場における救助活動(賞与)

東淀川消防署

1部 井高野指定消火隊
消防司令 上村 和之
(現…中央消防署)
消防司令補 松谷 進矢
消防士長 池田 雄仁
消防士 田村 大也

た。進入後、目視及び熱画像直視装置で室内を確認しながら、消火活動及び人命検索を実施したところ、居室内に倒れている要救助者を発見したため、かかえ搬送にて迅速に安全な地上へ救出した功績による。

救急活動に付帯する活動(賞与)

警防部司令課 1部 指令管制
消防司令補 大槻 銀河

令和6年5月26日、東住吉区の共同住宅で発生した救急事案において、119番通報受信時に、「新生児のチアノーゼ」、「断続的な呼吸停止」及び「顔色不良」という内容を聴取したため、通報者に対し、乳児に対する心肺蘇生法の口頭指導を実施した。また、ライブ映像119を有効に活用し、動揺する家族を落ち着かせ励ますとともに、胸骨圧迫の圧迫位置及び圧迫の強さを映像で確認しながら改善させた。さらに、人工呼吸の方法を通報者に具体的に指示し、実施させ、傷病者の反応を確認しながら体位について指導した。その結果、救急隊到着までに、傷病者は自己心拍及び自発呼吸を再開し、意識を取り戻した。これら一連の活動により、傷病者の良好な予後に大きく貢献した功績による。

予防業務の推進(賞与)

東成消防署

予防担当



東成区内で覚知した2件の危険物無許可貯蔵事案に対して、違反は正に非常に困難を極めるなか、一方は、安全性を確実に向上させる方法では正完結させ、もう一方は、状況把握が困難な海外製品の危険性や違法性を調査・分析し、供述拒否など激しく抵抗する関係者に対して、告発を見据えて消防局や警察など関係各所と連携して違反を完結させた。再発防止の指導を含めて消防法違反の是正を実現させ、「災害に強いまち・安全な都市」の実現に大きく寄与した功績による。

令和6年度科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞
東住吉消防署
消防司令補 1部 北田辺出張所 奥田 剛

創意工夫功労者賞は、優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩又は改良に寄与した個人またはグループに授与されるものです。今年度は、「令和4年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文(機器の部)」において、「65mmホースの回転式延長の考案について」という作品名で秀賞を受賞した奥田司令補が推薦され、受賞にいたしました。

アニマル環状線

～我が家の癒しをおすそ分け～



オスの黒猫「あんみつ」と暮らし始めて早7年。あんみつは、私の妻の連れ猫です。

当時、私は猫アレルギーで、猫が大嫌いでした。

しかし、妻と結婚するとなった時、「結婚するけど絶対に私の猫は連れていく!」と、受け入れなければ結婚できないような勢いで…。渋々、受け入れ一緒に住み始めるものの、予想外に可愛く、しかも清潔。今では家族の一員です。

あんみつは元々捨て猫。妻が独身の

時に瀕死の猫を5匹拾ったうちの1匹が今の彼です。その当時、あんみつに胸骨圧迫をして、そのまま近所の動物病院に持ち込むという、ドラマのような本当の話。ちなみに、あんみつ以外の4匹のうち、1匹は残念ながら亡くなってしまい、残る3匹は貰い手が見つかり、今でも優しい飼い主のもと幸せに暮らしています。

そんなあんみつも11歳(推定)になり、立派なおじいちゃんです。未だに猫アレルギーの私は、抗アレルギー剤を飲みながらも、生活するほどに好きになっていく彼を見て「できるだけ長生きしてね」と願うばかりです。



企画課 木下 啓史



Facebook



X
(旧:Twitter)



Instagram



YouTube



編集後記

表紙のウラ側



シロツメクサの花言葉の一つに「約束」というものがあります。

今月の写真は、どのような困難な時も、救急車が「約束」された安心を市民に届けるという強い信念が表れているような一枚です。

救急救命技術研修会の取材に同行した。

会場内は隊員の声と救命処置を行う機器の音で、実際の現場のような緊迫感があった。

今回の研修会は、救急隊の到着までの間、先に到着した消防隊が救命活動を行う、救命連携活動の質の向上や強化も目的とされているとのこと。

そういえば以前、職場で救急車を呼んだら、消防車が来たことを思い出した。

その時は間違いかと焦ったけど、「私達も応急処置はできます。」という話だった。

救急車を待つ間の不安が軽減され、救命率の向上も期待できる、市民としては「ありがたい」の一言に尽きる。(T)